

[事案 28-126] 転換契約無効請求

・平成 28 年 12 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に強引に契約を転換させられたこと等を理由に、転換の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 10 月に契約した終身保険について、平成 2 年 11 月に終身保険に転換したが、本件転換は、交通事故に遭った直後に募集人からしつこく勧誘され、全く説明を受けないまま契約したものである。本件転換によっても、保険金額は、転換前契約の終身保険の保険金額と大きくは変わらないと思っていたが、実際には少なくなっているため、無効としてほしい（請求①）。

また、転換前契約を継続していれば、平成 17 年に他社の保険に加入する必要はなかったから、この保険の保険料相当額を賠償してほしい（請求②）。

さらに、転換前契約の保険金額が、自分の記憶に比して極めて少額であることから、転換前契約の申込書等を提示してほしい（請求③）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件転換の際に、募集人が契約内容の説明を行わなかった、または虚偽の説明を行った事実は認められない。
- (2) 本件転換と、申立人が自分の意思で他社の保険に加入したこととは関係がないため、当社が保険料相当額を負担する理由はない。
- (3) 転換前契約の内容は申立人の記憶のとおりではない。また、申込書は保管期間を経過したため廃棄している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は、既に保険会社を退職しており、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換前契約の保険金額が申立人の主張する金額とは認められず、また誤信していた可能性も認められないため、これを前提とした転換の無効を認めることはできないこと（請求①）、募集人に不法行為は認められないため賠償する責任はないこと（請求②）、申込書の提出を保険会社に求める合理的理由もないこと（請求③）、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき、手続を終了した。